

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年12月7日

石川県監査委員	徳野光春
同	盛本芳久
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和2年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益財団法人 石川県緑化推進委員会	令和3年10月29日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 いしかわ女性基金	〃	〃
公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団	〃	〃
公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター	〃	〃
一般財団法人 石川県民ふれあい公社	令和3年11月8日	〃
株式会社マリパーク内灘	〃	〃
社会福祉法人 眉丈会	〃	〃
社会福祉法人 佛子園	令和3年11月15日	〃
河北潟地域畜産クラスター協議会	令和3年11月16日	〃
学校法人 金城学園	令和3年11月22日	〃
学校法人 和田学園	〃	〃
学校法人 北陸学院	〃	〃
特定非営利活動法人 石川県自然史センター	〃	〃
能美市商工会	令和3年11月25日	〃
一般財団法人 白山市地域振興公社	〃	〃
白山市横江町土地区画整理組合	〃	〃
珠洲商工会議所	〃	〃
のと鉄道株式会社	〃	〃
河北潟干拓土地改良区	〃	〃